

第 24 期定時株主総会招集ご通知に際しての その他の電子提供措置事項(交付書面省略事項)

●連結計算書類	
連結貸借対照表	1
連結損益計算書	2
連結株主資本等変動計算書	3
連結注記表	4
●計算書類	
貸借対照表	16
損益計算書	17
株主資本等変動計算書	18
個別注記表	19
●監査報告書	
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本	24
会計監査人の監査報告書 謄本	26
監査等委員会の監査報告書 謄本	28

株式会社アエリア

上記事項につきましては、法令及び当社定款第 16 条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

なお、本株主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様にご覧いただきたく、電子提供措置事項から上記事項を除いたものを記載した書面を一律でお送りいたします。

連結貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	17,147	負 債 の 部	8,788
流動資産	17,147	流動負債	8,788
現金及び預金	8,071	買掛金	530
売掛金及び契約資産	1,588	短期借入金	1,496
商品	6,051	1年内償還予定の社債	50
仕掛品	0	1年内返済予定の長期借入金	3,363
前払費用	1,069	未払金	458
前払費用	180	未払法人税等	154
預け金	16	未払引当金	183
未収還付法人税	7	賞与引当金	115
その他金	162	役員賞与引当金	9
貸倒引当金	△0	預り金	1,353
固定資産	4,091	その他	1,074
有形固定資産	2,529	固定負債	3,218
建物	1,144	社債	85
器具器具備	59	長期借入金	2,590
土地	1,318	繰延税金負債	318
その他	6	役員退職慰労引当金	14
無形固定資産	3	退職給付に係る負債	42
ソフトウェア	3	資産除去債務	31
その他	0	その他	136
投資その他の資産	1,558	負債合計	12,007
投資有価証券	1,105	純資産の部	
関係会社株	1	株主資本	8,289
長期貸付債	7	資本剰余金	100
長期滞留債	450	資本剰余金	8,068
差入保証金	213	利益剰余金	375
繰延税金	81	自己株	△254
その他	121	その他の包括利益累計額	250
貸倒引当金	△421	その他有価証券評価差額金	291
		為替換算調整勘定	△41
		新株予約権	17
		非支配株主持分	674
		純資産合計	9,231
資産合計	21,238	負債純資産合計	21,238

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金 額	額
売上		16,472
売上原価		10,388
販売費及び一般管理費		6,083
営業外収益		5,416
営業外収益		667
受取配当金	11	
受取替当金	38	
未払配当金	21	
受取配当金除斥	0	
受取給付金	1	
受取解約戻金	16	
その他	11	
営業外費用		101
支払利息	176	
貸倒引当金繰入	2	
支払手数料	47	
その他	1	
経常利益		228
特別利益		541
固定資産売却益	8	
投資有価証券売却益	30	
債権免除	41	
役員退職慰労引当金戻入	9	
事業整理	20	
特別損失		110
固定資産除却損	0	
投資有価証券評価損	0	
減損	100	
特別退職	5	
その他	0	
税金等調整前当期純利益		105
法人税、住民税及び事業税	208	
法人税等調整額	△28	
当期純利益		545
非支配株主に帰属する当期純利益		366
親会社株主に帰属する当期純利益		14
		352

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	100	9,419	22	△1,322	8,219
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△105			△105
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			352		352
自 己 株 式 の 取 得		1		△206	△204
自 己 株 式 の 処 分		△29		57	28
自 己 株 式 の 消 却		△1,216		1,216	-
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	-	-	-	-	-
当 期 変 動 額 合 計	-	△1,350	352	1,067	69
当 期 末 残 高	100	8,068	375	△254	8,289

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 予 約 株 権	非 支 配 分 株 主 持 分	純 資 産 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	172	△16	156	17	187	8,581
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△105
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益						352
自 己 株 式 の 取 得						△204
自 己 株 式 の 処 分						28
自 己 株 式 の 消 却						-
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	118	△25	93	-	486	580
当 期 変 動 額 合 計	118	△25	93	-	486	649
当 期 末 残 高	291	△41	250	17	674	9,231

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

II. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 …………… 27 社
- (2) 主要な連結子会社の名称 … 株式会社ファーストペンギン
株式会社リベル・エンタテインメント
株式会社サイバード
株式会社 Impression
博多ホテル計画 1 号有限責任事業組合を新たに組成したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。
- (3) 非連結子会社の名称等 …… Aeria-ZenShin Mobile Internet Fund,L.L.C.
株式会社クレイオ他2社

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用関連会社の数 … 1 社
持分法適用関連会社の名称… サイバー・ゼロ株式会社
- (2) 持分法を適用していない非連結子会社(Aeria-ZenShin Mobile Internet Fund,L.L.C.他3社)及び関連会社(株式会社エンサピエ他3社)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。
- (3) 持分法適用関連会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原
株式等以外のも 価は移動平均法により算定)を採用しております。

の

市場価格のない 移動平均法による原価法を採用しております。

株式等

② 棚卸資産

商品

主として個別法による原価法(貸借対照表価額については
収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しておりま
す。

仕掛品

主として個別法による原価法(貸借対照表価額については
収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しておりま
す。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物

1998年3月31日以前に取得したもの

(建物附属設備を除

旧定率法

く)

1998年4月1日以降 2007年3月31日以前に取得
したもの

旧定額法

2007年4月1日以降に取得したもの

定額法

建物以外

2007年3月31日以前に取得したもの

旧定率法

2007年4月1日以降に取得したもの

定率法

2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構
築物

定額法

- ② 無形固定資産 会社所定の合理的耐用年数に基づく定額法によって
おります。
但し、サービス提供目的のソフトウェアについては、見
込収益獲得可能期間に基づく定額法によっておりま
す。
また、販売用ソフトウェアは、主として見込販売収益に
基づき償却しております。
顧客関連資産については、その効果の及ぶ期間(10
年)に基づく定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率によ
り、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不
能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
一部の連結子会社において、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるた
め、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金
一部の連結子会社において、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、
支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金
一部の連結子会社において、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基
づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。
- (4) その他連結計算書類作成のための重要な事項
- ① 退職給付に係る会計処理の方法
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給
付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を
適用しております。
- ② グループ通算制度の適用
グループ通算制度を採用しております。
- (5) 収益及び費用の計上基準
当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業にお
ける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識
する通常の時点)は以下のとおりであります。
なお、これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、支払条件により1年
以内取引対価を受領しているため、重大な金融要素を含んでおりません。

① ITサービス事業

データセンター事業においては、顧客のニーズに合った専用サーバの構築から保守・運用までをパッケージサービスとして提供しております。当該履行義務は役務の提供を行った一時点で充足されるものであり、当該役務の提供時点において収益を認識しております。

決済事業においては、ASP(アフィリエイト・サービス・プロバイダー)として顧客に対しアフィリエイトシステムを提供し、当該システムを利用して販売された代金に応じた手数料を収受しております。当該履行義務は購入者が決済を行った一時点で充足されるものであり、当該決済時点において収益を認識しております。

また、クレジット決済代行サービスにおいては、顧客である加盟店に対しクレジット決済サービスを提供し、当該システムを利用して販売された代金に応じた手数料を収受しております。当該履行義務は加盟店の決済処理が行われた一時点で充足されるものであり、当該決済時において収益を認識しております。

広告事業においては、広告主と合意した契約条件に基づき広告主が期待する広告効果を提供できる広告媒体を手配することが履行義務となるため、広告の手配が完了した時点、又は広告主が成果を収受した時点で収益を認識しております。

なお、アフィリエイト広告に係る収益については、代理人に該当する取引として、純額で収益を認識することとしております。

② コンテンツ事業

スマートフォン向けコンテンツを配信及び運営をしております。ユーザーに対し、コンテンツを無償で提供し、コンテンツ内で使用するアイテムを有償で提供しております。ユーザーが有償通貨を消費して入手したアイテムの利用期間を見積り、当該見積り利用期間に応じて収益を認識することとしております。

③ アセットマネジメント事業

用地の仕入から施工まで行った収益不動産を個人又は事業会社等に販売しており、顧客との不動産売買契約に基づき当該物件の引き渡しを行う義務を負っております。

当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引渡時点において収益を認識しております。

Ⅲ. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べられる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結計算書類となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結計算書類への影響はありません。

Ⅳ. 表示方法の変更に関する注記

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「前渡金」(前連結会計年度430百万円)は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

Ⅴ. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の評価)

1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	2,529百万円
無形固定資産	3百万円
減損損失	100百万円

2. その他見積りの内容に関する理解に資する情報

資産のグルーピングは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、各会社を基本単位としております。また、事業用ソフトウェアについてはタイトルごとにグルーピングを行っております。

減損の兆候がある資産については、帳簿価額と割引前将来キャッシュ・フローを比較し、減損損失を認識すべきと判定する場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額することにより減損損失を計上しております。

当連結会計年度において、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである事業用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を認識し、特別損失に計上しております。

なお、資産グループごとの回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを零とみなして算定しております。

当社は、翌連結会計年度以降の見込み及び割引前将来キャッシュ・フローについて、取締役会によって承認された事業計画に基づいて予測しています。当該予測は、経営環境等の企業の外部要因に関する情報を踏まえ、需要動向と将来の売上予測の仮定を含みます。

当該見積りについて、将来の不確実な経済状況の変動等により、これらの仮定に重要な変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

VI. 連結貸借対照表に関する注記

- | | | |
|-----|---------------------------------------|-----------|
| 1. | 有形固定資産の減価償却累計額 | 627 百万円 |
| | 有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額を含めて表示しております。 | |
| 2. | 担保に供している資産及び担保に係る債務 | |
| (1) | 担保に供している資産 | |
| | 現金及び預金 | 250 百万円 |
| | 商品 | 3,955 百万円 |
| | 前渡金 | 775 百万円 |
| | 建物 | 1,100 百万円 |
| | 土地 | 1,317 百万円 |
| | 投資有価証券 | 763 百万円 |
| (2) | 担保に係る債務 | |
| | 短期借入金 | 1,246 百万円 |
| | 1年内返済予定長期借入金 | 3,099 百万円 |
| | 長期借入金 | 1,993 百万円 |
| (3) | 資金決済法に関する法律に基づき供託している資産 | |
| | 現金及び預金 | 275 百万円 |
| | 差入保証金 | 152 百万円 |

VII. 連結損益計算書に関する注記

- | | | |
|----|-----------------|---------|
| 1. | 一般管理費に含まれる研究開発費 | 247 百万円 |
|----|-----------------|---------|

2. 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

自社所有マンションの一室の売却益 8百万円

3. 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

建物 0百万円

工具器具備品 0百万円

その他有形固定資産 0百万円

4. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類	そ の 他
東京都新宿区 (株ファーストペンギン)	営業設備	建物 工具器具備品 その他(有形固定資産) ソフトウェア	—

資産のグルーピングは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、各会社を基本単位としております。また、事業用ソフトウェアについてはタイトルごとにグルーピングを行っております。

連結子会社である株式会社ファーストペンギンは、ASP として顧客に対しアフィリエイトシステムを提供しておりますが、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである事業用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を認識し、特別損失に計上しております。なお、資産グループごとの回収可能価額は、使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを零とみなして算定しております。

資産の種類ごとの内訳は、次のとおりであります。

建物 10百万円

工具器具備品 0百万円

その他(有形固定資産) 0百万円

ソフトウェア 90百万円

VIII. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

当社の発行済株式の総数 普通株式 21,249,428 株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2025年3月28日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当金(円)	基準日	効力発生日
2025年3月28日 定時株主総会	普通株式	105	5	2024年12月31日	2025年3月31日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2026年3月30日の定時株主総会において、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当金(円)	基準日	効力発生日
2026年3月30日 定時株主総会	普通株式	102	5	2025年12月31日	2026年3月31日

なお、配当原資については、その他資本剰余金とすることを予定しております。

3. 当連結会計年度末の株式引受権に係る株式の種類及び総数
該当事項はありません。
4. 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

IX. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの主な事業は、IT サービス事業(オンライン電子出版におけるアフィリエイトプラットフォーム事業及びデータサービス事業)、コンテンツ事業(スマートフォン向けコンテンツの開発・配信・運営サービス事業)、並びにアセットマネジメント事業(不動産の賃貸及び売買並びに国内外の企業等への投資等を行うアセットマネジメント事業)であり、主としてアフィリエイトプラットフォーム事業での決済及びスマートフォン向け新規コンテンツの開発等、アセットマネジメント事業での販売用不動産の仕入に係る資金需要の可能性に備えるため、手元流動性を維持しております。

また、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産及び純投資目的の株式等で運用しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に株式であり、純投資目的で保有しております。これらは、それ

ぞれ市場価格の変動リスク等に晒されております。

営業債務である預り金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金、社債は、主に営業取引に係る資金調達及び設備投資資金であります。

(3) 金融商品に関するリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、受注及び与信規程に従い、新規取引等の審査及び与信管理を行っております。また、経理規程に従い、営業債権について各事業部門と管理部門の協働により、取引先ごとに期日及び残高の管理をするとともに、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングすることにより、財務状況の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表わされております。

② 市場リスク(為替等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しており、上場株式等については四半期ごとに時価の把握を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部門からの報告に基づき管理本部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性を十分に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

		連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)	投資有価証券			
	其他有価証券	763	763	—
	資産計	763	763	—
(1)	社債(※2)	135	132	▲2
(2)	長期借入金(※3)	5,954	5,747	▲206
	負債計	6,089	5,880	▲209

※1. 現金及び預金、売掛金及び契約資産、並びに短期借入金、預り金は、現金であること又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

※2. 1年内償還予定の社債は、社債に含めて表示しております。

※3. 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(注)1. 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	連結貸借対照表計上額(百万円)
非上場株式	193
投資事業組合出資金	148
関係会社株式	1

(注)2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	8,071	—	—	—
売掛金及び契約資産	1,588	—	—	—
合計	9,659	—	—	—

(注)3. 短期借入金、社債、長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	1,496	—	—	—	—	—
社債	50	50	30	5	—	—
長期借入金	3,363	1,100	175	179	167	967
合計	4,910	1,150	205	184	167	967

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価: 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価: 観察可能できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのイン

プットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	763	—	—	763
資産計	763	—	—	763

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	132	—	132
長期借入金	—	5,747	—	5,747
負債計	—	5,880	—	5,880

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券 上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

社債 社債は元利金の合計額を、同様の新規社債の発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金 長期借入金は元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

X. 賃貸等不動産に関する注記

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、東京都及び大阪府において賃貸に供している物件を保有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度末時価(百万円)
2,418	3,595

(注)1 連結貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額となります。

(注)2 期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む)、「不動産鑑定評価基準」及び「固定資

産税評価額」に準じ、自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

XI. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 2025 年1月1日 至 2025 年12月31日)	
	売上高(百万円)
ITサービス	1,689
コンテンツ	9,313
アセットマネージメント	5,469
顧客との契約から生じる収益	16,472

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 II.連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 4. 会計方針に関する事項 (5)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

顧客との契約から生じた債権(期首残高)	1,707
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	1,588
契約負債(期首残高)	650
契約負債(期末残高)	784

(2)残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、予想契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

XII. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額は、415円43銭であります。
- 1株当たり当期純利益は、16円91銭であります。

XIII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2025年12月31日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	2,388	負 債 の 部	989
流 動 資 産		流 動 負 債	
現金及び預金	1,156	買掛金	5
売掛金	16	関係会社短期借入金	650
前払費用	12	1年内返済予定の長期借入金	145
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	850	関係会社未払金	167
未収還付法人税等	6	未払費用	8
関係会社未収入金	337	未払法人税等	3
その他	61	預り金	6
貸倒引当金	△51	その他	3
固 定 資 産	5,330	固 定 負 債	312
有 形 固 定 資 産	0	長期借入金	68
建物	0	関係会社長期借入金	83
工具器具備品	0	繰延税金負債	149
投 資 そ の 他 の 資 産	5,330	資産除去債務	3
投資有価証券	926	その他	7
関係会社株式	3,792	負 債 合 計	1,301
出資金	1	純 資 産 の 部	
関係会社長期貸付金	949	株 主 資 本	6,126
長期未収入金	21	資本金	100
長期滞留債権	40	資本剰余金	7,893
その他	11	資本準備金	627
貸倒引当金	△413	その他資本剰余金	7,265
		利 益 剰 余 金	△1,612
		その他利益剰余金	△1,612
		繰越利益剰余金	△1,612
		自 己 株 式	△254
		評価・換算差額等	291
		その他有価証券評価差額金	291
資 産 合 計	7,719	純 資 産 合 計	6,417
		負 債 純 資 産 合 計	7,719

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	金	額
売上		71
売上原価		51
販売費及び一般管理費		20
営業外収益		356
営業外損失		△336
受取配当金	18	
受取替の利益	171	
その他	0	
営業外費用	3	193
支倒引当金の繰入	9	
その他	23	
経常損失	0	34
特別利益		△176
投資有価証券売却益	6	6
特別損失		
投資有価証券評価損	0	
関係会社株式評価損	66	
特別退職金	5	71
税引前当期純損失		△241
法人税、住民税及び事業税	△159	
法人税等調整額	-	△159
当期純損失		△81

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年1月1日から
2025年12月31日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 上 げ 金
当 期 首 残 高	100	627	8,615	9,243	△1,530
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△105	△105	
当 期 純 損 失					△81
自 己 株 式 の 取 得			1	1	
自 己 株 式 の 処 分			△29	△29	
自 己 株 式 の 消 却			△1,216	△1,216	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	-	-	△1,350	△1,350	△81
当 期 末 残 高	100	627	7,265	7,893	△1,612

	株 主 資 本		評 価 差 額	換 算 等 価 証 券 金	純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額		
当 期 首 残 高	△1,322	6,491		172	6,663
事 業 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△105			△105
当 期 純 損 失		△81			△81
自 己 株 式 の 取 得	△206	△204			△204
自 己 株 式 の 処 分	57	28			28
自 己 株 式 の 消 却	1,216	-			-
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	-	-		118	118
事業年度中の変動額合計	1,067	△364		118	△246
当 期 末 残 高	△254	6,126		291	6,417

(注)記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

I. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

資産の評価基準及び評価方法

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式 時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却等以外のも 原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式 移動平均法による原価法を採用しております。
等

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産	2007年4月1日以降に取得したもの 定率法 2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物 定額法
無形固定資産	会社所定の合理的耐用年数に基づく定額法 但し、サービス提供目的のソフトウェアについては、見込収益獲得可能期間に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
-------	-------------------------------------------------------------------------------------

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、グループ会社への経営指導及び経営管理等を行っております。グループ会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を採用しております。

III. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

IV. 会計上の見積りに関する注記

(投資有価証券の評価)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

投資有価証券 926百万円

投資有価証券評価損 0百万円

2. その他見積りの内容に関する理解に資する情報

上場株式については、期末日の時価が取得原価に対し50%以上下落した場合には、個々に回復可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

また、市場価格のない非上場株式については、株式の実質価額(1株あたりの純資産額に所有株式数を乗じた金額)が取得原価に比べて50%程度以上低下した場合に、実質価額が著しく下落したと判断し、回復可能性が十分な根拠により裏付けられる場合を除き減損処理を行うこととしております。また、これらの株式について、会社の超過収益力等を反映して、計算書類から得られる1株当たり純資産額に比べて高い価額で当該会社の株式を取得している場合、超過収益力等が見込めなくなったとき

には、これを反映した実質価額が取得原価の 50%程度を下回っている場合に、減損処理を行うこととしております。

また、将来の時価の下落又は投資先の業績不振や財政状態の悪化により、現状の帳簿価額に反映されていない損失又は帳簿価額の回収不能が生じ、減損処理が必要となる可能性があります。

なお、投資事業組合への出資については、組合契約に規定される決算報告に応じて、入手可能な決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によって算定しております。

(関係会社株式の評価)

1. 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 3,792 百万円

関係会社株式評価損 66 百万円

2. その他見積りの内容に関する理解に資する情報

関係会社株式は市場価格のない株式であるため、株式の実質価額が取得原価に比べ 50%以上低下した場合、事業計画等により将来の回収可能性があると判断できる場合等を除き、関係会社株式の帳簿価額を実質価額まで減額いたします。また、一部の関係会社株式につきましては、関係会社株式取得時における超過収益力を反映して、財務諸表から得られる 1 株当たり純資産額に比べ高い価額となっており、超過収益力等が見込めなくなったときには、これを反映した実質価額が取得原価に比べ 50%以上低下している場合には、関係会社株式の帳簿価額を実質価額まで減額いたします。

市場価格のない株式については、将来の不確実な経済状況の変動等により、事業計画等の前提条件に変化が生じた場合、翌事業年度の計算書類において認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

V. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 2 百万円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

投資有価証券 763 百万円

(2) 担保に係る債務

1 年内返済予定長期借入金 45 百万円

3. 関係会社に対する金銭債権・債務

区分掲記されたもの以外で、関係会社に対するものは次のとおりであります。

短期金銭債権	64 百万円
短期金銭債務	7 百万円
長期金銭債権	21 百万円
長期金銭債務	7 百万円

4. 保証債務

下記の子会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

(株)トータルマネージメント	3,120 百万円
(株)Impression	920 百万円
計	4,040 百万円

VI. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引

区分掲記されたもの以外で、関係会社に対するものは次のとおりであります。

営業取引	60 百万円
営業取引以外	155 百万円

VII. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	2,454,174 株	753,400 株	2,514,000 株	693,574 株

VIII. 税効果会計に関する注記

繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額金等であります。

IX. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

属性	会社等の名称	議決権の所有(被所有割合)(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)(注1)	科目	期末残高(百万円)
子 会 社	㈱エアネット	直接 89.4	資金貸借	資金の借入	250	関係会社短期借入金	250
	Aeria America Inc.	直接 100.0	資金貸借	-	-	関係会社長期借入金	83
	㈱ファーストバンギン	直接 100.0	経営指導	経営指導料(注2)	16	-	-
	㈱バルエンテインメント	間接 100.0	資金貸借	資金の借入	400	関係会社短期借入金	400
			グループ通算	-	-	関係会社未収入金	198
	㈱エアリアゲームズ(注3)	直接 100.0	資金貸借	-	-	関係会社長期貸付金	176
	㈱Impression	直接 100.0	債務保証	銀行等借入に対する債務保証	920	-	-
	㈱ゼノバース(注3)	直接 100.0	資金貸借	-	-	関係会社長期貸付金	109
	㈱エアリア投資式号	直接 100.0	資金貸借	資金の貸付	519	関係会社長期貸付金	569
				資金の回収	34		
	㈱ータルマネジメント	間接 100.0	資金貸借	-	-	1年内回収予定の 関係会社長期貸付金	850
債務保証			銀行借入に対する債務保証	3,120	-	-	
㈱エクスフィット	直接 100.0	資金貸借	資金の回収	29	関係会社長期貸付金	91	

(注)1 取引条件及び取引条件の決定方針等

市場価格を勘案した一般的取引条件にて、当社と関連を有しない他の当事者との取引と同様に算定しております。

貸付利率は市場金利を勘案して決定しております。

(注)2 経営指導料は、業務内容を勘案し、当事者間で金額を決定しております。

(注)3 株式会社エアリアゲームズ及び株式会社ゼノバースへの関係会社長期貸付金の全額に対し、貸倒引当金を設定しております。

X. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表 II. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 4.収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

XI. 1株当たり情報に関する注記

- 1株当たり純資産額は、312円21銭であります。
- 1株当たり当期純損失は、3円92銭であります。

XII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年3月6日

株式会社アエリア
取締役会 御中

海南監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 溝 口 俊 一
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 米 川 博
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アエリアの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アエリア及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年3月6日

株式会社アエリア
取締役会 御中

海南監査法人

東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 溝 口 俊 一
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 米 川 博
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アエリアの2025年1月1日から2025年12月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2025年1月1日から2025年12月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人海南監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年3月6日

株式会社アエリア	監査等委員会
監査等委員(社外取締役)	田名網 一 嘉 ㊟
監査等委員	加藤 俊 郎 ㊟
監査等委員(社外取締役)	野村 裕 幸 ㊟